

# 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

平成28年11月18日

## 《本 会 議》

午前10時00分開議

- 議長（佐藤議長） ただいまから、平成28年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番中屋議員、4番石澤議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長が在席していないため、副委員長の報告を求めます。  
3番、堀副委員長。
- 副委員長（堀副委員長） 議会運営委員会報告をいたします。本日9時より第6回議会運営委員会を開催いたしました。  
第1回臨時会の議事運営につきまして協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。議会からの提出案件は、会期の決定についてであります。審議方法は本会議において審議することに決定いたしました。  
次に町長提出の議案等についてであります。報告第11号は専決処分事項の報告についてであります。審議方法は本会議において審議することに決定いたしました。  
議案第73号から議案第74号は、平成28年度各会計補正予算2件であります。審議方法は、本会議において審議することに決定いたしました。  
会期については、本日1日間といたします。  
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（佐藤議長） 副委員長に対する質疑を省略し、以上で議会運営委員会報告を終わります。
- 議長（佐藤議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。。

（「異議なし」の声）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。

- 議長（佐藤議長） ここで教育長から、発言を求められておりますので、これを許したいと思います。教育長。

- 教育長（酒井教育長） おはようございます。10月28日付けで、新教育長に就任いたしました酒井裕之でございます。貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、自己紹介を兼ねて就任のご挨拶を申し上げます。私は昭和54年に弟子屈町の学校を振り出しに、浜中町、鶴居村、釧路町、阿寒町、そして厚岸町と37年半に渡って教育畑を歩んでまいりました。

特に、ここ厚岸町では指導室、床潭小学校、真龍小学校、厚岸小学校で、延べ9年半務めさせていただきました。教員生活の4分の1をお世話になった厚岸町に、少しでも恩返しをしたいというのが今の率直な気持ちでございます。教育行政の執行にあたりましては、これまで積み重ねてきた経験に行政のノウハウを織り交ぜながら、若狭町長が常々申し上げている、「まちづくりは人づくり」を着実に前進させることが、私に課せられた使命であると認識しております。

「人は人によって人になる」という名言がございます。私は、家庭、学校、地域における人と人との関わりや繋がりをキーワードに、ふるさとを愛し、夢や希望を持ち、心身共に豊かで健康な人づくりを目指して各種の施策を展開してまいります。

議員の皆さまにはこれまで同様、貴重なご指導、ご教示を賜りますようお願い申し上げます。教育長就任の挨拶とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきありがとうございました。

- 議長（佐藤議長） 以上で、教育長の発言を終わります。

- 議長（佐藤議長） 日程第4、報告第11号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第11号専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。去る10月3日、釧路十勝海区漁業調整委員会の選挙により選出された委員に1名の欠員が生じたとして、漁業法第93条第2項の規定による補欠選挙を本年11月10日に行う旨、北海道選挙管理委員会から通知を受けたところであります。

この通知を受け、ポスター掲示場など公示前に速やかに発注しておかなければならない経費の予算が必要であり、緊急執行を要した平成28年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法

同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。総総専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年10月3日付けであります。平成28年度厚岸町一般会計補正予算、3回目。平成28年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,533,836千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。3ページから4ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ1,622千円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。7ページをお開き願います。

歳入であります。16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金、1,622千円の増。海区漁業調整委員会委員補欠選挙費委託金であります。以上で歳入を終わります。9ページ、歳出であります。2款総務費、4項選挙費、8目海区漁業調整委員会委員選挙費、1,622千円の増。選挙事務経費の計上で、内容は、説明欄記載のとおりであります。

なお、11月1日の公示日において、候補者数が選挙すべき委員の数を超えないため、補欠選挙は行わないこととされたことから、今後において執行した事務経費を精算のうえ、補正予算措置する予定でございます。以上で報告第11号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（佐藤議長） 日程第5、議案第73号平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第74号平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第73号、平成28年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第74号、平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第73号、議案書の1ページであります。平成28年度厚岸町一般会計補正予算4回目。平成28年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,534,107千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、3ページ、歳出では1款2項にわたって、それぞれ、271千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備事業補助金。補正額ゼロ。特定防衛施設周辺整備調整交付金について、河川総務分を減額し、同額を道路橋梁維持分へ振り替え計上する内容でございます。詳しくは歳出にてご説明申し上げます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金。271千円の増。補正財源調整のための計上であります。以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。松葉町通り整備事業として33,500千円の増。松葉町通りにつきましては、今年度一部の舗装補修を完了しておりますが、現在、北洋さけます流し網漁禁止に係る緊急対策として、若竹第2ふ頭において、施設整備が行われており、さらには今後衛生管理型漁港施設の整備と市場移転もあり、建設工事車両や魚等を運搬するトレーラーなど、大型車両の大幅な通行増加が見込まれるところでございます。

こうした状況を踏まえ松葉町通りの路面状況等を調査したところ、道路上にクラック、段差等が多く発生しており、路面状況も悪く、大型車両通行による振動の発生など、地域住民への影響が大きく、優先して道路整備する必要があることから、これに利用する工事費の計上であります。なお、財源につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金として、河川総務分から29,200千円を振り替えて行うものであります。3項河川費、1目河川総務費。奔渡川改修事業、33,229千円の減。今年度予定しておりました奔渡川改修事業について、さきにご説明した松葉町通りを優先して整備する必要があることから、当該事業を1年先送りするとし、事業費を減額するところであります。

以上で議案第73号の説明を終わります。

次に議案第74号であります。議案書1ページであります。平成28年度厚岸町下水道事業特別委員会補正予算、1回目。平成28年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,195,208千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、3ページ歳出では1款1項にわ

たってそれぞれ105,200千円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。8ページをお開き願います。歳入であります。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金。52,600千円の増。国における第二次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の経済対策分として事業採択を受けての計上であります。款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債。52,600千円。公共下水道事業債の経済対策分として新規計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。歳出であります。1款下水道費、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、105,200千円の増。湖南若竹地区における汚水処理に係る実施設計委託料として16,000千円、若竹1丁目及び白浜3丁目地区の污水管新設工事費として、89,200千円の計上であります。なお、これらの事業実施の内容として別途説明資料を配付しておりますのでご参照願います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費であります。歳出でご説明いたしました公共下水道事業のうち、污水管新設工事について国の繰越承認を得て平成29年度に繰り越して執行するため89,200千円の繰越明許費の設定をするものであります。再び1ページへお戻り願います。第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

5ページをお開きください。第3表、地方債補正変更であります。公共下水道事業、52,600千円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。下の表は、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄。平成27年度末現在高、3,902,931千円、平成28年度中起債見込額332,200千円、平成28年度中元金償還見込額301,682千円、補正後の平成28年度末現在高見込額は3,933,449千円となるものでございます。

以上をもちまして議案第73号平成28年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第74号平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議のうへご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議長） これより質疑を行います。なお、本臨時会に限り、各会計共に歳入、歳出総体での審議といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。よって、議案第73号ほか1件の審議方法につきましては、各会計ともに歳入、歳出、総体での審議とすることに決定いたしました。はじめに、議案第73号について、質疑を行います。歳入から進めてまいりますございませんか。

(「なし」の声)

●議長（佐藤議長） なければ次に歳出に入ります。ございませんか。7番、音喜多議員。

●音喜多議員 奔渡川の改修予算が今回、松葉町通りに振り向けられますが、今年、奔渡川の改修はどういう予定をされていたのか。この工事費が他に回るとすると、今年はその工事が保留になると思うんですが、現在までの奔渡川の工事の進捗率はどのくらいになっていて、今後どの程度予定されるのか、期間と金額的なものが推定されているのであれば明らかにしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただ今のご質問、奔渡川改修事業の進捗状況等でございますが、奔渡川につきましては平成16年に工事、設計を含めて着手しております。それから毎年工事区間を区切った中で事業を展開しているものでございますけれども、現行計画では、平成29年度、つまり来年度完成予定でありました。来年度の予定では、護岸工26メートルが残され、本年度、平成28年度当初予算では、同じく護岸工19メートルを施工する予定でありました。

つまり平成16年度からスタートした事業は、現行計画では、平成29年度をもって終了というところでありましたが、今回の提案内容はそれを1年繰り延べ、平成30年度にさせていただきたいということでございます。それから事業費でありますけれども、今般の33,500千円、当初見込んでいたものを同じく次年度において、33,500千円をなんとか予算確保させていただきたい。そして残りの平成30年度、最終年度でありますけれども、26メートルの護岸工で33,200千円、これをもって完成という計画としていきたいというのが、現計画の内容でございます。

●議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 この奔渡川の改修工事は、全て防衛省の予算でできたという経緯がございますが、相手があることですから、30年度に延びた場合、防衛省との確約は既にできているのか、あるいは来年、あるいは再来年あたりで確認するのか、その辺の見通しはいかがですか。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この奔渡川改修事業は、今、ご説明したとおり、現在平成16年度から着手した事業、つまり最終段階にさしかかっているということで、私ども、それから沿岸利用者も、そのように捉えております。そういったことで、河川改修ですけれども、通常は河川の川下というんですか、湖側の方から少しずつ工事を進めるということでもありますけれども、この河川とこの河川の周辺は、従来から漁業者に利用されてお

りますことから、漁業者の生産活動の妨げとならないように冬期間に工事を実施することや、それから漁業者の利用場所を考慮した施工箇所を選定して、順次工事を進めてまいりました。

改修前よりも沿岸漁業従事者の岸壁利用がスムーズになっていますが、全工事完成前に再度漁業者と相談し、検討している部分が2点ほど残っている状況にあります。1点目は河川の横に新設を進めている管理用道路については、周辺の良い作業環境の確保を図るための最終的な据え付け方を。

それから2点目は、最終施工箇所に隣接する場所にある個人のカキ処理施設について、その施設の排水処理施設から管理用道路を横断させる排水方法について、今一度、利用者とともに再検討をしております。そういった中で、より良い作業環境を整えるためにも1年遅れることについては、漁業者に理解をしていただけるのかなというふうに考えております。これは、議決事項でありますので、まだ、議決前ということでもありますから具体的な方法は、1年遅れるとか2年遅れるとかという話は、まだ、させていただいておりませんが、いずれにしても2点ほど利用者との相談を進めている部分がありますので、もう少し、十分に相談をさせていただきたい。

なお、隣接漁業者、最終段階にかかっている部分については、漁家数にして1軒でございます。良い作業環境も求めておりますので、ご本人も好意的に私共の相談にのっていただいております。工期の延長につきましては、ご理解いただけるものかなというふうに考えております。議員が仰ったとおりこれまでは、防衛施設周辺整備交付金で事業を展開している事業であります。今般、1年間空くんですけれども、引き続き次年度以降から交付金を活用した事業展開をさせていただきたいということについて、札幌防衛局に相談に行ってまいりました。

これについては、それ相応の理由があるわけでありますので、事業の中止ではございません。次年度から再び継続ということで、特定防衛施設周辺整備調整交付金を要望させていただくということで、防衛局からの了承をいただいているところでございます。

●議長（佐藤議長） よろしいですか。

（「はい」の声）

●議長（佐藤議長） 他に歳出ございませんか。なければ総体的にございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（佐藤議長） 次に、議案第74号について、質疑を行います。歳入から進めてまいります。ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ、次に歳出に入ります。ございませんか。8番南谷議員。

●南谷議員 先ほど、税財政課長から説明をいただいたんですけども、ちょっと聞き取りにくかったものですから。

11ページ、公共下水道工事費89,200千円だと思うんですけども、若竹も含まれていると思うんですけども、この両方の金額、それぞれ。89,200千円、分かれていると思うんですね、図面が2つ来ているということは。僕の勘違いかもしれないけれども、その辺がよくわからない。せっかく図面をもらっているんですけども、この図面でそれぞれ事業費がどういうふうになっているかがわからない。僕は理解ができませんでした。ですからその説明をまず、求めます。

それから、地方債なんですけれども、52,600千円。この利率、それから借入年限、それから地方債ですから当然、償還する間で裏付けがあるのかないのか、この辺がどうなっているのか。まず、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議長） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 歳出の工事費の事業費でございますが、89,200千円の内訳ですが、この若竹第2ふ頭の工事費に相当する分が、88,000千円を予定しております。残り1,200千円が資料に添付している白浜地区の污水管新設工事に充てられるというふうに見込んでおります。

●議長（佐藤議長） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私の方からは、先ほど下水道事業債ということで、ご質問がありましたのでそれについて、ご説明申し上げます。

まず、基本的にはこの度の補正予算の部分につきましても、当初予算ですとかその部分からやっております下水道事業債と全く同じ内容でございます。ただ、区分として、経済対策分ということで分けさせていただいて明確にしているということでございます。

ちなみに、下水道事業債でいきますと、今現在、償還については、同じでございますので30年という償還でございます。

ただ、借入時期によって利率とかが変わりますので、これは今のところ何パーセントと申し上げることはできませんけれども、今現在ですとこの30年償還でありますと、0.



1パーセント程度かなとは私どもは押さえております。

それから交付税措置という部分なんですけれども、下水道事業の中でもいろいろな区分がございまして、それぞれ分かれておりまして一つずつ説明するのは難しいんですけれども。総体的に申し上げまして、だいたい、基準財政需要額に対して元利償還金4割ちょっとが、需要額として算定されてそのうち交付されるということになってございます。

●議長（佐藤議長） 8番南谷議員。

●南谷議員 そうすると、半分の残り40パーセントくらいは財源補填があると理解をさせていただいてよろしいんでしょうかね。その上でお尋ねをさせていただきます。

今回、国の経済対策ということで、このような急に補正で1億という事業ができたということにつきましては、私なりに非常に評価をしているところでございますけれども、なんでこの時期にこのような大きな事業費がついたのか、この辺の背景についてもう少し詳しくお願いします。

●議長（佐藤議長） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 国の経済対策ということで、社会資本整備に向けられる内容について、いろいろ北海道から打診がございました。

今回、社会資本整備のインフラ保護に向けられる予算が配分されるということで、金額や内容はかなりぎりぎりまでわからない状況で各自治体から要望を受け付けるというような案内がございまして、厚岸町の場合、若竹第2ふ頭が、どうしても早い時期に整備が必要だと、污水管の整備が必要だということをずっと考えておりまして、その要望を北海道にも伝えておりました。

最終的に経済対策の中で、現実的には污水管の整備、要は未普及促進というんですけれども、区域を拡大する事業と既存の施設の改修事業、老朽化した施設の改修事業という大きく2本立ての事業があるんですけれども。その改修事業には今回、予算は振り向けられないと。未普及解消という区域を拡大する事業であれば対象にできるという連絡がありまして、いずれにしても若竹第2ふ頭の污水管整備を早急に進めなければならない状況の下では、願ってもない状況だということで要望をさせていただきました。

さらに最近、下水道事業、道路事業、土木系の事業については、かなり当初予算要望から減額された配分ということがなされてきておりますので、今回、非常に良いタイミングで要望を取り入れていただけるということで、最終的に10月11日に交付決定をいただいて作業を進めてきたところです。衛生管理型漁港ですから、早急に進める事業ということで厚岸町としても非常に有効な事業だというふうに思っており進めたという内容でございます。

●議長（佐藤議長） 8番南谷議員。

●南谷議員 この議案、一昨日現地、委員会で行ってきたんですけれども。確かに今、衛生管理型の市場づくり、さらには、カキのホタテ盤の施設づくりで基礎をやっていますよ。そうすると排水という問題については回ると思うんです。そういう意味では本当によかったなど。工事が終わってから排水工事をするのではなくて、並行して進められるという部分では本当に、二重経費になるし、舗装をしてからまた穴を掘るということも大変だろうと。そういう意味では非常にリアルタイムで適切な処置をしてもらったなどということで敬意を表するものでございます。

これからも、国の対策事業というものが、それぞれ発表されますが、自治体として、厚岸町として手を上げていかなければ機を逸してしまうことが多々あると思うんですよ。そういう意味では理事者としていろいろな制度、有利なものに向けて元気な厚岸のまちづくりをするためにも、私はそういう視点というものが大事だと思うんですよ。職員の皆さんが常に国の動向を見定めるということが、私は大事だと思います。手を上げなければ今回、このように上がってこないですよ。

今回の臨時会、平成28年第1回目でございます。それだけなかなか国から来る補正予算というものが、臨時の部分が私は少なくなっているのではないかとかように思うんですが、しっかりと理事者も気を引き締めて、今後もこういう取組にきちっと対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 国は補正予算をもって、経済対策を進めるようにということで、当初予算とは別枠で予算措置をいただいていると。今回は特にそうでありますけれども、北海道等からそういう予算を使って、厚岸町で何かできる事業はないのかというようなことが、特に水道課の方に寄せられまして、関係課を町長が招集をしまして、どこで何ができるか、どのくらいの事業費になるのか等々を協議をいたしまして、現在、第2ふ頭で進められている人工地盤の工事、それからカキ種苗の施設整備。これらと手戻りができるだけ生じないような早急な対策が必要であろうということも協議をいたしまして、今回、このような提案をさせていただいております。

なお、また国からそういう補正予算を使った厚岸町における事務事業の採択に向けた、それぞれの事業についてチャンスがあれば積極的に手を上げて工事の、事業の進捗を図ってまいりたいとそのように考えております。

●議長（佐藤議長） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 大変申し訳ございません。先ほど私の方で起債の区分の償還利率を0.1と申し上げたんですけれども、確認させていただいたところ、今現在で0.4ということで、これがまた1年後ですと、それが動きますので、0.1から0.4ということで訂正をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

●議長（佐藤議長） よろしいですか、8番さん。

●南谷議員 他に歳出ございませんか。総体的にございませんか。

(「なし」の声)

●議長(佐藤議長) なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長(佐藤議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、休憩いたします。

[休憩 10:36]

[再開 10:46]

●議長(佐藤議長) 本会議を再開いたします。お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会副委員長より、報告の申出がなされております。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長(佐藤議長) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。副委員長の報告を求めます。堀副委員長。

●副委員長(堀副委員長) 議会運営委員会報告をいたします。

本日10時38分より第7回議会運営委員会を開催し、追加議案の取扱いについて協議しましたので、その内容について報告いたします。

追加議案として提出された、「議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第76号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも本会議において審議することに決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長(佐藤議長) 副委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤議長） お諮りいたします。「議案第75号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、「議案第76号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。よって、「議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第76号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（佐藤議長） 追加日程、「議案第75号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

人事院は、去る8月8日、国会及び内閣に対し国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか関係する法律を改正することを勧告いたしました。この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った本年4月時点における民間給与実態調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。内閣は10月14日に勧告通り実施する事を閣議決定し、同日付で法律案を国会に提出、衆議院においては11月8日、参議院においては同月16日に原案どおり可決されたところであります。

この度の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、それぞれ0.10月分引上げるため制定するものであります。

また、この改定の内容につきましては、去る11月11日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は、2条立ての構成とし、各条とも特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しており、第1条は本年12月の期末手当の支給割合の改正、第2条は平成29年以後の6月と12月の期末手当の支給割合の改正を、それぞれ規定したものとなっておりますのでご了解いただきたいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第75号説明資料の新旧対照表については、参考として併せてご参照していただきたいと思います。それでは議案書1ページをご覧ください。

はじめに、第1条であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合について100分の217.5を100分の10引上げ、100分の227.5に改めるものであります。

次に第2条であります。第1条と同じく、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、6月の支給割合について100分の202.5を100分の5引上げ、100分の207.5に、12月の支給割合について、第1条で改正した100分の227.5を100分の5引き下げ、100分の222.5に改めるものであります。また、この度の改正により町長、副町長及び教育長の期末手当の年間の支給割合は、100分の420から100分の430となります。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するとするものであります。

この改正による影響額につきましては、町長、副町長及び教育長を合わせた年間の総額で242,420円の増額になると試算しております。

以上、簡単な説明でございますがご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議長） 質疑の前に、先ほどの私の発言で間違いがございましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思えます。

75号の特別職の職員の給与に関する条例等というふうに読み上げましたが、条例等の「等」がございませんので、それが2箇所ございましたので、発言を訂正させていただきますと思えます。

これより質疑を行います。ございませんか。8番、南谷議員。

- 南谷議員 今回、急に告示行為、臨時会の追加議案につきましては、私も議員になって初めてでございます。正直言って、臨時会での追加議案。当然、告示行為もされていると思うんですけども、その辺の背景。それから、本日、この追加議案に至った経緯についてもう少し詳しく説明を求めます。

- 議長（佐藤議長） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） まず、大前提としてこの度の職員の給与の改定、さらには特別職の給与の改定、さらには町議会議員の皆さまの報酬の改定、これらにつきましては、まず職員の地方公務員の給与というもので、昨年も、かなり人事院勧告は早かったんですけども、それぞれ国家公務員の給与の法律です。

この可決が年明けになったということでした。その際ある地方自治体では、人事委員会を持っている都道府県、さらには政令指定都市等々でこの人事委員会の勧告に基づいて、国の給与法の成立の前にそれぞれ条例を制定したということがありました。その時

にその情報を得た総務省から、総務副大臣通知をもって、あくまでも地方公務員の給与は国家公務員の給与にならったものということで、情勢適応の原則というのが地方自治法で、地方公務員法の給与で定められております。これにならった形で、あくまでも国家公務員の法律の措置がされてからという通達がされたところでもあります。

今年度、まずは大前提として、まず国家公務員の給与の法案が可決された後に、それぞれの地方自治体での条例改正をとということが大前提となったということで、私どもも、この給与条例の改正につきましては、人事院勧告がなされてから、さらには法案が国会に提出されてから、条例改正の準備を進めていたところでもありますけれども、国会の可決が先ほど説明しましたとおり衆議院では11月8日、参議院では一昨日の16日に可決をみたところでもあります。

それで、この情報を知り得ましたのが16日の夜の7時過ぎでありました。急迫準備をさせていただいて、ただし、もう既に15日には、今回の臨時会にかけの議案を皆さまの方にお配りをさせていただき、さらには15日には招集の告示、議案を記載した中での告示をしておりましたので、まずはこの追加議案ができるかどうかということの検討をさせていただきましたけれども、まず、地方自治法の第102条第3項で、基本的には、基本事項が定められております。

臨時会は必要がある場合において、その事件に限りこれを招集するという規定がなされておりますが、ただし、第6項では、臨時会の開会中に緊急を要する事件がある時は、前3項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができるという規定も、また、ございますので、それにならった形で、臨時会の付議事件はあらかじめ告示されたものに限られるのが原則であるがという、前置きを置いた上で緊急を要するものであれば、告示されないものであっても直ちに会議に付議することができるという地方自治法の規定があったものですから、この規定にならって今回出させていただいたんですが、それと今回、給与条例で出させていただいたのは、4月1日に遡って支給をする。

これは77号の方にもからんでしまいますけれども。4月1日に遡って支給をする職員の給料、それと12月1日を基準として支給をする12月の期末手当、これがその12月1日前に条例の制定をしなければ、12月10日の支給日にはありますけれども、12月1日が基準日なものですから、これを過ぎて定例会に諮ったとした場合には、当然差額で、この12月分を支給することになると。ですから4月に遡った場合には当然、その給料自体が上がりますので、6月の期末手当で支給した分も差額として、差額分が支給されるんですけれども。12月1日前に11月18日、本日、臨時会が開かれるのであれば、何とか急迫でこの条例案を3件出させていただいて、12月10日に0.1か月上乗せした形での、支給をすることによって、事務の煩雑さも免れることができるという判断で今回、提出をさせていただいたということでもあります。

中日、17日がございましたので、私どもも告示の準備をさせていただいて、17日、昨日の夜、遅くでございますけれども、告示をした中で今回のこの追加議案の提出をさせていただいたと。この後、77号でも説明をさせていただきますけれども、実は、今回の人事院勧告、さらには、国家公務員の給与等の法律、この中では、その他扶養手当の改定や、さらには介護休暇の分割、介護時間の新設といった改正も行われておりますけれども、そこは12月定例会で大丈夫だろうということで、今回は最低限の12月1日の基準

日というのがあったものですから、急迫、追加議案として提出をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 17日、ですから昨日ですよ。告示行為は何時頃されたんですか。

●議長（佐藤議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、前提として、この臨時会での追加議案、さらにはその告示行為というものが、かなり遡らなければ、私の中にも記憶がなかったものですから、その書式等も調べながらやっていたものですから、勤務時間後に行わせていただいたということでございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 確かに、今説明があったように、102条には僕の先入観では、臨時会での追加議案というのは、あり得ないなと思っていたんです、告示行為以外は。

そうしたら、できるという解釈ですよ、これを見ると。それは理解をさせていただきます。だから、少しでも間に合うだけでやっただけ。だけど、仕事が終わってからであれば真っ暗で何も見えないんだよね。そういう中でやらざるを得ないのか、今回の上程に至ったということは、私なりに理解をさせていただきました。急を要せざるを得ないという部分では。そういう場合、やはり議会の方にももう少しきちっとした対応をしていただきたいなと。というのは、今の説明を聞いて、初めてわかりました。今回出されているものが、職員の部分については一部だと、12月にも出てくると、そういう部分もある。今回、何も説明がなければ、そういうものも理解しないで、わかったぞと、理解したぞと、こうはならないと思うんですよ、関連があるわけですから。

だけど、12月10日に賞与を支給するという部分では何らかの国の動きがあるというのは毎年のごとくでございますから、みんな当然、そういう時期に来ているんだというのは先入観がありますよ。町民も、町長も議員も、自分たちが上がるから、急遽、告示行為もしないでやったんでないのかと、こういう誤解を招いては困るんですよ。やはりきちっと緊急性を要して、そういうことで納得の上で議論をして。だからといって時間が無いから後回しよと、こういうことには私はならないと思うんですよ。そういう部分をきちんと町民にも理解できるように、いくら短い間でも懇切丁寧に議論をさせていただいて、承認をしていくべきだと考えますが。

それからもう1点なんです、今回、3つ上程されています、関連がありますからね。その予算というのはどうなんですか。全然補正が組まれていないんですが。

●議長（佐藤議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この後の、提案説明の中で説明をさせていただきたいと思いませんけれども。

まずは、今回のこれら給与の改定に関わる増額分につきましては、12月の第4回定例会で、全て補正予算案の中に入れさせていただいて、提出をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議長） 休憩します。

[休憩 11:05]

[再開 11:06]

●議長（佐藤議長） 再開します。他にございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 次に、議案第76号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（會田課長） ただ今上程いただきました議案第76号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、先の議案第75号で説明したとおり、去る8月8日の人事院の勧告における本年4月時点での官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち、期末手当、勤勉手当の引上げ改定に準じて厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.10月分引上げるため制定するものであります。

また、この改定内容につきましては、さきの議案第75号と同様、去る11月11日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同時付けでこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は2条立ての構成とし、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しており、第1条は本年12月の期末手当の支給割合の改正、第2条は平成29年以後の6月と12月の期末手当の支給割合の改正を、それぞれ規定したものとなって



おりますので、ご了解いただきたいと存じます。なお、これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第76号資料の新旧対照表については参考として、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書2ページをご覧ください。はじめに第1条であります。議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の217.5を100分の10引上げ、100分の227.5に改めるものであります。

次に第2条であります。第1条と同じく、議長以下議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、6月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の202.5を100分の5引上げ、100分の207.5に、この条例の第1条で改正した12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の227.5を100分の5引き下げ、100分の222.5に改めるものであります。

また、この度の改正により議長以下議員に支給される期末手当の年間の支給割合は、100分の420から100分の430となります。次に附則であります。この条例は、公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものとなります。この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で、261,700円の増額となります。以上簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 次に、議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（會田課長） ただ今上程いただきました議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、先の議案第75号で説明いたしました去る8月8日の人事院の勧告における本年4月時点での官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち、国家公務員の俸給表及び期末手当、勤勉手当の支給割合の引き上げ改定の

内容に準じて厚岸町職員の給料表及び給料月額並びに期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ引上げ改定するため制定するものであります。給与の改定の内容について申し上げます。1つ目は給料表及び給料月額の改定であります。

はじめに一般給料表と企業職給料表については、400円の引き上げを基本に、初任給を1,500円、若年層も同程度を引上げることとしております。次に医療職給料表については、これも同じく400円の引き上げを基本に、初任給を1,700円、若年層も同程度で引上げます。次に嘱託職員給料表については、これも同じく400円の引き上げを基本に初任給を1,500円、若年層も同程度に引き上げます。

次に、再任用職員の給料月額については、400円を引き上げます。なお、医師給料表については勧告に準じて改定しないこととしております。2つ目は、期末手当・勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員と嘱託職員の勤勉手当を0.10月、再任用職員の勤勉手当を0.05月、それぞれ引き上げるものであります。この2つの改定はいずれも昨年8月の人事院の給与の改定に関する勧告、及び既に国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。

また、これらの改訂内容につきましては、昨日の17日に厚岸町職員組合へ申し入れをし、同日にこれを承諾するとの回答を得ているところであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、この度の改正条例は4条立ての構成とし、第1条と第2条が職員の給与に関する条例の一部改正、第3条と第4条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。なお、条例の改正内容については、別に配布しております議案第77号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料の1ページをご覧ください。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。はじめに第4条の3第1項の改正は、再任用職員の給料月額の引き上げ改定で、現行の214,000円を214,400円に改めるものであります。

次に、第16条の6第2項の改正は、各号列記以外の部分の改正が一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、掲げる額を定める額に改めるものであります。第1号及び第2号の改正が勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の割合を100分の10引き上げ100分の90に、第2号の再任用職員の割合を100分の5引き上げ、100分の42.5とするものであります。また、この改正により期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、再任用職員以外の職員、所謂一般職員が100分の420から100分の430、再任用職員が100分の220から100分の225となります。

次に次ページ、第22条第2項の改正は、嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、その割合を100分の10引き上げ、100分の72.5とするものであります。また、この改正により、嘱託職員の期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、100分の311から100分の321となります。次に、附則第13項の改正は、55歳を超える職員のうち、一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級である者、所謂、課長相当職である者の勤勉手当の減額率を改めるもので、その支給割合を100分の10引き上げることに伴う調整のため、減額率を100分の1.2から100分の1.35に引き上げ改定するものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改める改正であります。恐れ入りますが、別に配布しております、説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧くださいと思います。1ページから6ページにかけて、別表第1の一般給料表、6ページから12ページにかけて別表第2の医療職給料表、12ページから14ページにかけて別表第4の嘱託職員給料表となっております。

給料表の改定については、前段で申し上げましたとおり、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて、国会に提出され可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が400円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で1,500円引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく400円の引き上げを基本に初任給及び若年層の給料月額を最高で1,700円引き上げ、別表第4の嘱託職員給料表が、これも同じく、初任給及び若年層の給料月額を最高で1,500円引き上げております。

続いて第2条、第1条と同じ、職員の給与に関する条例の一部改正であります。第16条の6、第2項の改正は、この条例の第1条で改正した勤勉手当の支給割合を平成29年6月以後に支給する割合に改めるもので、次ページ、第1号の再任用職員以外の職員の割合を100分の85に、第2号の再任用職員の割合を100分の40にするものであります。第22条第2項の改正は、第16条の6第2項の改正と同様、この条例の第1条で改正した嘱託職員の勤勉手当の支給割合を平成29年6月1日以後に支給する割合に改めるもので、その割合を100分の67.5とするものであります。なお、この改正による期末・勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、いずれの職員もこの条例の第1条で改正した割合と、それぞれ同じ割合となるものであります。次に、附則第13項の改正は、この条例の第1条で改正した55歳を超える職員のうち、一般給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級である者、つまり課長相当職である者の勤勉手当の減額率を改めるもので、本年6月以後に支給する勤勉手当の割合を100分の85とすることに伴う調整のため、その減額率を100分の1.275とするものであります。

続いて第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。本条例に規定のない嘱託職員の勤勉手当に関する部分、嘱託職員給料表及び改正規程の条項番号が異なるほか、改正の内容がこれまで説明いたしました第1条及び第2条の職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。説明資料別紙の14ページから最終ページにかけての企業職給料表についても、現行、改正案ともに一般給料表と全く同じ内容となっております。

続いて、この条例の附則であります。議案書の15ページをご覧ください。附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定のうち、勤勉手当の支給割合の改定と55歳を超える所謂、課長相当職の職員の勤勉手当の額を減ずる割合の改定にかかる改正規定を除く規定を平成28年4月1日から適用するとす

るもので、端的に申し上げますと、第1条及び第3条の規定による給料表及び給料月額  
の引き上げ改定については、本年4月1日に遡及して実施することを定めております。

次ページ、附則第3項は、給与の内払いの規定で、この条例の第1条及び第3条の規  
定により、引き上げ改定した給料について、本年4月1日遡及により4月から11月まで  
の8ヶ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う6月の期末手当、勤勉手当、時間外勤務  
手当の支給にあたっては、これまで改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内  
払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改定に伴う影響額については、企業会計を含めた全会計で給料表の引き上げ  
改定により、年間で給料の増額分が約2,149,000円、期末手当・勤勉手当の増額分が給  
料引き上げに伴う6月の期末手当・勤勉手当と12月の勤勉手当の支給割合の引き上げ改  
定分を合わせて約10,980,000円、総額では約13,129,000円。これら給与の増額にともな  
う共済費等につきましては、退職手当組合負担金への影響額のみで、約596,000円と試  
算しております。なお、これら給与等の増額にかかる補正予算につきましては次回定例  
会に提出させていただきたいと思っております。

また、本年の人事院の勧告及び当該勧告の内容に準じて国会に提出され可決された一  
般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律では、この条例による給料表、  
給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定のほか扶養手当の見直しや介護休暇の分割、介  
護時間の新設にかかる改正も行われておりますが、これらの施行日が扶養手当の見直し  
にあつては平成29年4月1日、介護休暇の分割、介護時間の新設にあつては、同年1月  
1日とされているため、これらの改正にかかる条例案につきましては、12月14日開会予  
定の第4回定例会に提出させていただきたいと思っておりますのでご了知いただきた  
いと思ひます。以上簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤議長） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（佐藤議長） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案  
は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（佐藤議長） ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり決しました。  
以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。よつて、平成28  
年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年11月18日

厚岸町議会

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---